

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

# 相続とお金の 情報マガジン

4

2026

## TOPICS

### P2 資産安心コラム

相続手続きで慌てないために  
時間がかかる／かからないもの

### P3 暮らしとお金の教養講座

葬式費用は遺産から引ける？  
相続税を正しく抑えるために

### P4 相続・贈与の基礎知識

対象？ それとも対象外？  
相続税の計算と基礎控除の基本

## 数字で見る相続

### 相続税の申告事績 e-Tax利用率50.3%

『令和6年分相続税の申告事績の概要』によると、令和6年に亡くなった方は1,605,378人（前年対比101.9%）、うち相続税の申告書が提出されたのは166,730人（同107.1%）で、課税割合は10.4%（同0.5ポイント増）と、ついに1割を超える水準となりました。課税価格の総額は23兆3,846億円（同108.1%）、申告税額の総額は3兆2,446億円（同108.0%）で、被相続人1人当たり換算で課税価格は1億4,025万円（同101.0%）、申告税額は1,946万円（同100.8%）でした。

一方、相続税申告におけるe-Tax利用件数は12.2万件で、前年度から3.7万件も増加しました。利用率は50.3%でついに5割を突破し、前年度比でも13.2ポイント上昇しました。このように、相続税申告の世界でも、デジタル化の波が一気に広がっていることがうかがえます。

# 相続手続きで慌てないために 時間がかかる／かからないもの

相続の手続きには、短期間で終わるものもあれば、想像以上に時間を要するものもあります。今回は、相続手続きの全体像や、なぜ手続きが長引くことがあるのか、そして相続開始後に家族が戸惑わないようにするための生前の備えについて説明します。

### 相続手続きの全体像 早く終わるもの・長引くもの

相続が開始すると、家族は役所への届出、税金の申告、名義変更などさまざまな手続きを進める必要があります。相続の内容や状況により完了までの期間は大きく異なります。また、手続きのなかには期限が定められているものもあり、期限を過ぎるとペナルティが発生する可能性もあります。

代表的な手続きの期限は、次の通りです。

- ・死亡届の提出（市区町村役場）：7日以内
- ・相続の承認・放棄（家庭裁判所）：3カ月以内
- ・準確定申告（税務署）：4カ月以内
- ・相続税の申告（税務署）：10カ月以内

相続手続きのうち、死亡届の提出や年金・健康保険などの公的手続き（国民年金・厚生年金の受給停止、国民健康保険や介護保険の資格喪失など）、葬儀・埋葬に関する手続きは、必要書類がそろっていれば比較的スムーズに進みます。

一方で、次のような手続きは、一般的に時間がかかる傾向にあります。

- ・遺産分割協議

相続人全員で遺産の分け方を話し合い、全員の合意を得る必要があります。人数が多い場合や意見が分かれる場合は、長期化しがちです。

- ・不動産の名義変更

被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本など多くの必要書類を整え、登録免許税を算出、法務局で手続きを行います。準備に時間を要しがちです。

- ・金融機関の相続手続き

銀行口座が複数ある場合、金融機関ごとに必要書類を確認し、窓口や郵送で手続きを進める必要があります。金融機関によって求められる書類が異なることがあり、手間がかかることもあります。

### なぜ手続きは長引くのか 生前の準備で変わる安心

相続手続きが長引く原因として、次のような点があげられます。

- ・遺産分割の方法について、意見がまとまらない
- ・相続人が多い／遠隔居住で連絡が取りづらい
- ・相続財産を確定するための情報が整理されておらず、財産の全体像を把握できていない
- ・遺産のうち不動産が占める割合が大きく、分け方の調整がむずかしい

こうした事態を避け、相続が開始した後で家族が困らないようにするためには、生前に次のような備えをしておくことが大切です。

#### ①財産や契約関係の情報整理

財産や負債、生命保険などの契約内容や、ネット銀行などのデジタル資産を明確にしておく。

#### ②相続人関係の確認

前妻や前夫との子や、認知した子など、相続人となる可能性のある人を把握しておく。

#### ③家族との事前の話し合い

財産の継承に対する考えや希望を家族間で共有しておく。

#### ④必要に応じて遺言書の作成や専門家への相談

専門家の助言で、確実な準備ができる。

#### ⑤相続税が発生する場合には納税資金の確保

生前の準備で、相続手続きは格段にスムーズになり、相続人の心理的・実務的な負担を軽減できます。また、手続きの停滞やトラブル防止効果も期待できます。相続手続きは、内容によって必要な時間が大きく異なります。そして、生前の準備があるかどうかで、相続開始後の家族の安心感が大きく違ってきます。不安がある場合は、できることから少しずつ準備を進めていきましょう。

# 葬式費用は遺産から引ける？ 相続税を正しく抑えるために

相続税の計算では、亡くなった人のプラスの財産から、借金などのマイナスの財産や葬儀にかかった費用を差し引くことができ、これを「債務控除」といいます。今回は、正確な納税と税額の抑制につなげるため、どのようなものが対象になるのかについて解説します。

### 税金を軽減できる「債務控除」 差し引ける借入金や税金

亡くなった人の財産を相続する際、現金・預貯金・不動産といったプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産を引き継ぐことがあります。このマイナスの財産は、相続税の計算上、プラスの財産から差し引くことができ、これを「債務控除」といいます。債務控除の対象となるのは、亡くなった時点でまだ支払いが済んでおらず、その金額や内容が確実に認められる債務です。主なものは、次の通りです。

#### ①「住宅ローン」など金融機関からの借入金

亡くなった日の借入金の残高だけでなく、亡くなった日までに発生した未払い利息も控除対象となります。

#### ②故人が利用した「医療費」や「介護費用」などの未払い費用

#### ③故人が負担すべき「所得税」や「住民税」「固定資産税」などの未払い税金

一方で、次のようなものは控除できないため、注意が必要です。

#### ①団体信用生命保険が付された住宅ローン

死亡保険金でその債務が完済されるため、相続時には債務が残らない扱いになります。

#### ②故人が他人の借金の保証人となっていた場合の保証債務

将来その履行義務が発生することが不確実なため、原則として債務控除できません。ただし、故人が代わって支払わなければならないことが確実な場合には、例外的に認められることがあります。

#### ③生前に購入した墓地や墓石、仏壇の未払い費用

もともと相続税がかからない非課税財産に関連する支出であるため、控除の対象外です。

### どこまで認められる？ 「葬式費用」の対象範囲

葬儀にかかる費用は債務そのものではありませんが、一定のものについては相続税の計算上、控除の対象となります。原則として、亡くなってから葬儀、納骨までに必要となる費用が該当し、具体的には次の通りです。

- ・通夜、告別式にかかった費用
- ・火葬料、埋葬料、納骨料
- ・お寺などに支払う読経料、お布施、戒名料
- ・その他、通常の葬儀に伴う費用

なお、次のような費用は葬式費用として扱われず、控除の対象にはなりません。

- ・香典返し（香典は非課税のため、そのお返しも控除できない）
- ・初七日や四十九日以降の法要費用（葬式に直接要するものではないため）

葬式費用は金額が大きくなることが多いため、控除できれば相続税を大きく減らす効果があります。ただし、控除を受けるには注意点があります。まず、支払いをした際には領収書を必ず受け取り、保管しておくことが重要です。領収書がもらえないお布施などは、支払先、金額、日付、名目をメモしておくことで、申告時の証明資料として活用できます。また、「誰が支払ったか」によって扱いが変わる場合もあるため、支払い記録の整理も大切です。相続税の申告では、このような「マイナスの財産」を漏れなく計上することが、正確な納税につながります。相続が開始すると慌ただしく、葬式関連の領収書を紛失しがちですが、これらは控除の根拠となる大切な資料です。後で困らないよう、一箇所にまとめて保管しておくことが、家族の負担を軽くする確かな一歩になります。

## 対象？ それとも対象外？ 相続税の計算と基礎控除の基本

相続税の申告件数は増加傾向にあり、相続税は以前よりも「身近な税金」となりつつあります。相続税がかかるかどうかを判断する最初のポイントは、保有財産が「基礎控除額」を超えているかどうかです。今回は、相続税の計算の仕組みをわかりやすく解説します。

### 相続税がかかるかどうかの分岐点 「基礎控除」の計算方法

相続税を計算する際には、一定額までは税金がかからない「基礎控除」という非課税枠があります。基礎控除額が大きいほど、相続税の負担は軽くなりますし、相続財産がこの範囲内であれば、申告も納税も不要となります。相続税の基礎控除は誰もが利用でき、金額を把握することで、財産に相続税がかかるかどうかを判断できます。計算式は、「3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）」です。たとえば、法定相続人が妻と子2人の計3人の場合は、3,000万円＋（600万円×3人）＝4,800万円が基礎控除額となります。

なお、法定相続人の数を数える際には、注意点があります。養子がいる場合、法定相続人の数に含めることができる養子の数に制限があり、実子がいるときは1人まで、実子がいなくとも2人まで、養子の数を法定相続人の数に含めることができます。また、相続放棄があった場合でも、人数の計算上は放棄がなかったものとして扱います。

### 「正味の遺産額」のとりえ方 課税価格の計算の基本と流れ

相続税がかかるかどうかを知るには、次のステップで課税価格を計算します。

①プラスの財産（現預金、不動産、株式、みなし相続財産など）を合計する、②そこからマイナスの財産（借入金、未払金、葬式費用など）を差し引き、正味の遺産額を求める、③これに「生前贈与」（亡くなる前一定期間の贈与など）を加算し、みなし相続財産の非課税枠（500万円×法定相続人の数）を減算する、④この「課税価格の合計額」と「基礎控除額」を比較する

最終的に課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いた金額が「課税遺産総額」となり、この額が0円以下であれば相続税はかかりません。まずは基礎控除額を把握し、自身の財産がどの程度なのか概算してみましょう。配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例など、相続税申告により適用できる規定もあります。早めに専門家へ相談することで、より安心して相続に備えることができます。